

エスト・ウェストオークションズ 出品受託条件（香港開催）

※オークションは香港ドルで行われます

エスト・ウェストオークションズ株式会社（以下 甲という）の開催するオークションに出品するにあたり、出品者（以下 乙という）は下記の1から17までの条項を了承の上、出品の申し込みを行う。

- 出品商品は全て甲の指定場所で受け渡しをすることとし、それにかかる輸送料及び保険料、消費税、関税等は乙の負担とする。
- 出品商品には、預かった時点より返却するまでの間、乙の責任において甲に対し求償権放棄付きの保険を掛けるものとする。万一の事故により発生した損害はこの保険によって補償される金額が全ての範囲となり、甲はいかなる場合であってもそれ以外の責任を負わないものとする。また、乙が自己の判断により保険を掛けずに商品を出品もしくは預け入れた場合には、乙が甲に対する損害の求償権を放棄したものとみなし、いかなる事故であっても甲は一切の責任を負わないものとする。
乙が希望する場合には、リザーブ価格の1%の保険料を支払うことにより甲が総括して加入する保険に加わることができる。尚、この場合の甲の乙に対する補償限度額はリザーブ価格の90%までとする。尚、成り行き品についてはローエスティメーションをリザーブ価格と見なす。
- 出品商品が落札され、なおかつ買い手側より代金が入金された場合には、落札価格（ハンマープライス）より、落札価格が10万香港ドルまでは15%、落札価格が10万香港ドルを超えた場合は10万香港ドルまでの15%と10万香港ドルを超えた超過金額に対する10%を合わせた額、但し出品手数料が1,000香港ドル未満の場合は1,000香港ドルの出品手数料と、その手数料に対する消費税8%を差し引いた金額を甲は原則オークション開催日より50日以内に乙に支払うものとする。但し、落札された出品商品に対して買い手側より規定の支払期日に入金が全て完了した場合はオークション開催日より35日目に支払うものとする。支払日が銀行の休日にあたる場合はその翌営業日とする。
また、買い手の債務不履行により50日を経過しても支払いが行われない場合には、乙は希望により商品の返還を求める事が出来るが、甲はこれによって乙が被った損害に対する債務を一切負わないものとする。
イ) 商品で縦・横・高さの合計が2.5mを超えるもの、あるいは重量が50kgを超えるものについては、取扱手数料として3,240香港ドル(税込)を別途乙は甲に支払う。
ロ) ローエスティメーションが3万香港ドル以上のアール・ヌーヴォー、およびアール・デコ（但し、一部の商品を除く）商品は、取扱手数料として1,080香港ドル(税込)を乙は甲に支払う。
- 乙は出品商品にリザーブ価格（乙の希望する最低落札価格）を設定することが出来るが、原則としてローエスティメーションが3万香港ドル未満の商品はリザーブ価格の設定は出来ない。また、リザーブ価格を設定しない商品（成り行き品）は、ローエスティメーションの半値を最低落札価格とする。なお、乙がそれ以下を希望する場合はこの限りではない。
イ) リザーブ価格が設定された商品について、落札価格が乙の設定したリザーブ価格を下回っていても甲はオークションの裁量により商品を落札させることが出来る。但しこの場合、本来その商品がリザーブ価格で落札された場合と同額の受取り額を乙に対し甲は保障する。
ロ) 複数の商品を出品する際、乙はトータルリザーブを申し込むことが出来る。トータルリザーブとは、乙のリザーブ価格に届かない各商品を、乙のリザーブ価格を超えて落札された他の商品の余剰分で充当し、結果として乙のリザーブ価格に届かなかった各商品を落札する制度。
- 入札が不落札に終わっても、オークション終了翌日より、土・日および日本における祝日を除く10営業日はアフターセール期間として甲はその商品の販売権を有する。なお、アフターセール期間中の販売条件は上記4項記載の最低落札価格を適用する。
- 入札が不落札に終わり、且つアフターセール期間においても販売不成立の場合、出品商品は乙の責任において速やかに引き取ることとする。なお、リザーブ価格の設定されている商品が不落札の場合、そのリザーブ価格に応じた取扱手数料と、その手数料に対する消費税8%を商品引き取り時までに乙は甲に支払う（成り行き品を除く）。取扱手数料は、リザーブ価格が50万香港ドル未満の場合は1,000香港ドル、50万以上100万香港ドル未満は2,000香港ドル、100万香港ドル以上は3,000香港ドルとする。
- 乙は甲に対し、出品商品を、甲の開催するオークションのカタログに掲載することを同意し、そのカタログ掲載料を乙において負担する。甲は、乙の出品商品をオークションのカタログに掲載するにあたり、掲載場所、掲載の大きさ（カタログの頁あたりの掲載点数）、掲載写真を独自の判断で編集、決定することができるものとし、乙はこれに対し異議を述べることはできないものとする。乙は甲に対し、落札商品については落札代金支払日までに、また、不落札商品については商品返却日までに、カタログに掲載された出品商品の大きさ（カタログの頁あたりの掲載点数）に応じて、以下の基準によりカタログ掲載料（税込）を支払うものとする。
<カタログ掲載料詳細>
見開き2ページ1点…3,000香港ドル 1ページ1点…2,000香港ドル 1ページ2点…1,000香港ドル 1ページ3点…900香港ドル
1ページ4点…700香港ドル 1ページ5点…600香港ドル 1ページ6点…500香港ドル 1ページ8・9点…400香港ドル
- 出品商品が保管・運搬等の使用に耐え得る箱に入っていない場合、甲が箱を製作し、乙はその費用を負担する。
- 甲の判断により所定鑑定機関による鑑定を要する商品については、甲は乙に代わり鑑定機関に鑑定を依頼するが、鑑定費用及びそれに関わる経費は乙の負担とする。
- 万一出品商品が受付後たとえ売却成立後または商品代金清算後であっても、偽作或いは盗品・遺失物と判明した時にその原因により甲が損失を被った場合、その賠償責任は乙が負うものとする。
- 乙は出品申込後、乙の都合による商品の出品の取り消しは出来ない。
- 乙は出品が取り消しになった商品をその決定後より1ヶ月以内、また、入札が不落札に終わった商品はオークション終了後2ヶ月以内に速やかに引き取ることとする。期日を経過しても引き取りがない場合、乙は1点につき甲の指定した保管料を支払うこと。
- 商品受付時に発行する預かり証に明記した記載事項はあくまで委託者の申告によるものであり、品質、作家名等も含め確定したものではないものとする。
- 本オークションの出品申込に際し、甲は乙の個人情報および落札後の支払等に関する事柄に対して守秘義務を持ち、また乙は手数料率やリザーブ価格等の出品受託条件に対して守秘義務を有する。但し、甲乙双方が了承した場合はこの限りではない。
- 乙は、本出品受託条件に使用されている、エスティメーション・リザーブ価格・取扱手数料・成り行き品・トータルリザーブ・アフターセール等の用語について、甲の用意した別紙「オークション専門用語の説明」を理解した上で1項から14項を了承し出品する。
- 甲乙間における本件条項の解釈を含む甲乙間の契約関係は、日本法に準拠し、執行されるものとする。
「国際物品売買契約に関する国際連合条約」(United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods)の規定は、除外されるものとする。
- 甲乙は、本件条項に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所、東京簡易裁判所を第1審の管轄裁判所とすることを専属的に合意する。